

# 令和4年10月1日から選定療養費が変わります。

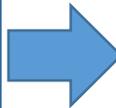
「外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する」との国の方針に従い、他医療機関からの紹介状を持参せず、当院を受診する場合に、診療費とは別にご負担いただく「選定療養費」の金額を次のとおり改定いたします。

【初診時】（紹介状をお持ちでない初診の患者さま）

令和4年9月30日まで

医科 5,500円（税込）

歯科 3,300円（税込）



令和4年10月1日から

医科 7,700円（税込）

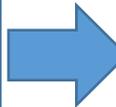
歯科 5,500円（税込）

【再診時】（当院から他の医療機関に紹介を行った方が、再び（同じ疾患で）当院を受診される場合で紹介状をお持ちでない患者さま）

令和4年9月30日まで

医科 2,750円（税込）

歯科 1,650円（税込）



令和4年10月1日から

医科 3,300円（税込）

歯科 2,090円（税込）

\* 消費税法で助産に係る資産の譲渡等に該当する場合は非課税となります。

## 選定療養費の免除要件が改正されます。

当院において、複数の診療科を受診する患者さまに対する選定療養費の免除要件が、次のとおり改正されます。

令和4年9月30日まで当院で他の診療科を受診している患者さまの選定療養費は免除



令和4年10月1日より当院で他の診療科から院内紹介（他科廻し）をされて受診する患者さま、他医療機関の紹介状をお持ちの患者さまの選定療養費は免除

**これにより、現在当院において治療継続中の患者さまが、他の診療科を受診をされる場合は、他医療機関からの紹介状を持参いただくか、院内紹介でない限り選定療養費をご負担いただくこととなります。**

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

君津中央病院 病院長（問合せ：医事課）